

那智勝浦町立温泉病院 医事業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、那智勝浦町立温泉病院（以下「病院」という。）における医事業務（以下「本業務」という。）委託の契約の相手方となる受託候補者（以下「受託候補者」という。）をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

本業務の概要については、次のとおりとする。

(1) 業務の名称

那智勝浦町立温泉病院 医事業務

(2) 業務の場所

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満 1185 番地 4 那智勝浦町立温泉病院内

(3) 業務の内容

「(別紙3) 那智勝浦町立温泉病院 医事業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※ ただし、本契約は地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として契約を行うものであり、契約の翌年度以降において、本委託における予算を削減された場合又は当該年度における年間予定委託料総額未済に削減された場合は、契約を変更又は解除することがある。

(5) 提案上限額

年間総額 95,000,000 円（3年総額 285,000,000 円）

※ 消費税及び地方消費税を含まない

3. 実施方式

実施方式については、公募型プロポーザル方式による。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加事業者」という。）は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第33条に規定する法人であること。
- (3) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 和歌山県、大阪府もしくは三重県内に事務所を置いていること。
- (7) 和歌山県もしくは和歌山県内のいずれかの自治体から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を受けていないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団でないこと。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体でないこと。
- (10) 許可病床数100床以上の病院における3年以上の受託実績を有していること。
- (11) 許可病床数100床以上の病院において3年以上の指揮命令をおこなった経験を持つ管理責任者を病院に配置すること。

5. スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

公募型プロポーザル実施の開始	令和6年8月20日（火）
実施要領等に関する質疑の受付	令和6年9月2日（月）16時まで
参加申込書等の提出期限	令和6年9月13日（金）16時
提案書等の提出期限	令和6年9月27日（金）16時
評価委員会（プレゼンテーション等）の実施	令和6年10月下旬予定

6. 参加手続

本プロポーザルの参加手続については、次のとおりとする。

(1) 実施要領・仕様書等の配布

配布期間 令和6年8月20日（火） から 令和6年9月13日（金）16時 まで
 配布方法 病院ホームページに掲載する。

(2) 質疑の受付及び回答

実施要領等に係る質疑は、「【様式1】那智勝浦町立温泉病院 医事業務委託プロポーザル 質疑書」によるものとし、担当部署（下記）に電子メールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

担当部署 那智勝浦町立温泉病院 事務局 医事係
 E-mail : jim22@onsenhsp.jp
 電話 : 0735-52-1055

提出期限 令和6年9月2日（月）16時まで

回答方法 令和6年9月9日（月）16時までに病院ホームページに掲載する。

備考 「4. 参加資格」を満たす参加希望者で現場見学を希望する者は、病院運営に支障のない範囲内で見学が可能（1社最大3名まで）。見学の相談は電子メールにより行うこと。

(3) 参加申込書等の提出

提出書類 【様式2-1】那智勝浦町立温泉病院 医事業務委託プロポーザル 参加申込書
 【様式2-2】同種・類似業務の履行実績
 【様式2-3】配置予定の管理責任者
 ※添付書類 様式内で指定するもの

提出期限 令和6年9月13日（金）16時まで

提出場所 那智勝浦町立温泉病院 事務局 医事係

〒649-5331 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満 1185 番地 4

提出方法 持参又は郵送

提出部数 正本1部

備考 参加申込書提出者に対し、令和6年9月17日（火）までに参加資格審査結果を文書にて発送する。

(4) 提案書等の提出

提出書類 提出書類の詳細は「(別紙1) 那智勝浦町立温泉病院 医事業務委託プロポーザル提案書作成要領」による。

提出期限 令和6年9月27日（金） 16時まで

提出場所 那智勝浦町立温泉病院 事務局 医事係
〒649-5331 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満 1185 番地 4

提出方法 持参又は郵送

7. 評価委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）の開催

評価委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）の開催については、次のとおりとする。

(1) 実施日時等

実施予定 令和6年10月下旬（別途通知）

実施場所 那智勝浦町立温泉病院 大会議室

所要時間 プレゼンテーション 20分以内

ヒアリング（質疑応答） 20分程度

(2) 実施方法

① プロポーザル参加事業者は、あらかじめ提出した提案書に基づきプレゼンテーションを行う。

② プレゼンテーションの順番は原則、参加申込書の受付順とする。

③ プレゼンテーションの参加者は、プロポーザル参加事業者あたり5名以内とし、説明を分担することも可能とする。

④ プレゼンテーションの際には、病院大会議室設置の75インチ（KJ-75X8000H）ディスプレイ、コンセントを使用してもよい。なお、使用を希望する場合はプレゼンテーションの1週間前までに病院にメールで連絡すること。ただし、接続用のHDMIケーブル及びパソコン等はプロポーザル参加事業者が用意すること。

⑤ 受託候補者は、評価委員会による審査により総合的に評価し決定する。

⑥ プロポーザル参加事業者が1者の場合においても評価委員会はおこない、総合評価において60%以上の得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合に、当該プロポーザル参加事業者を受託候補者として選定する。

⑦ 評価委員会の評価委員については非公表とする。

(3) 評価項目

「(別紙2) 那智勝浦町立温泉病院 医事業務委託プロポーザル 評価基準」のとおり。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、各プロポーザル参加事業者に対し文書により通知する。

※ なお、審査結果等についての異議申立は受け付けない。

(5) 審査結果の公表

審査の結果については、那智勝浦町立温泉病院ホームページにおいて公表する。なお、公表の内容は以下のとおりとする。

① 受託候補者の名称

② 全参加者の名称

(6) その他

詳細については、参加申込書提出者に対し、後日通知する。

8. 契約に関する事項

本プロポーザルにより選定された受託候補者と病院とが協議し、委託業務の仕様を確定させた上で、契約を締結する。この場合において、協議が整わず契約の見込みがない場合、又は、受託候補者が契約締結までの間に「4. 参加資格」を満たさなくなった場合は、次順位者と協議を行うものとする。

なお、委託業務の仕様は本プロポーザルにおいて提案された内容を基本に、受託候補者と病院との協議により必要に応じて内容を変更した上で年度ごとに契約を締結するため、契約内容、契約金額が本プロポーザル実施時に提出した提案書、見積額と異なる場合がある。

契約及び手続きは、那智勝浦町財務規則（平成4年規則第7号）による。

9. 提出書類の取扱い

提出された書類の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 病院から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出された書類の著作権は、提出した者に帰属し、病院は提出者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、病院が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合には、那智勝浦町公文書開示条例（平成28年条例第1号）に基づき公開する場合がある。

10. 失格事項

失格事項については次のとおりとし、いずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- (1) 「4. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 本実施要領等に違反すると認められた場合
- (3) 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- (4) 本実施要領等で示した提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (5) 見積額が「2. 業務の概要（5）提案上限額」に記載の提案上限額を超えている場合
- (6) 評価委員会を正当な理由無く欠席または遅刻した場合
- (7) 評価委員会の評価委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (8) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

11. その他

その他の留意事項については、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は参加者の負担とする。
- (3) 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することが出来ないと認める時は、プロポーザルの実施を停止、中止又は取り消すことがある。

- (4) 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに「【様式4】那智勝浦町立温泉病院 医事業務委託プロポーザル 辞退届」の提出により申し出ること。
- (5) 本プロポーザルは、令和7年度、令和8年度及び令和9年度予算の成立を前提に年度開始前準備行為として行うものである。従って、令和7年度、令和8年度及び令和9年度の予算が成立しなかった場合は、提案書等を公募したことに留まり、契約を締結できないので留意すること。
- (6) 令和7年度以降の和歌山県最低賃金の変動による人件費の増減については、本プロポーザルの見積りには含めず、毎年度、予算作成のための見積作成時に受託者と病院とで協議し、最低賃金変動の影響額を決めるものとする。

12. 添付資料

添付資料は、次のとおりとする。

- (1) (別紙1) 那智勝浦町立温泉病院 医事業務委託プロポーザル 提案書作成要領
- (2) (別紙2) 那智勝浦町立温泉病院 医事業務委託プロポーザル 評価基準
- (3) (別紙3) 那智勝浦町立温泉病院 医事業務委託仕様書
- (4) (別紙4) 那智勝浦町立温泉病院 概要及び業務内容
- (5) 【様式1】 那智勝浦町立温泉病院 医事業務委託プロポーザル 質疑書
- (6) 【様式2-1】 那智勝浦町立温泉病院 医事業務委託プロポーザル 参加申込書
- (7) 【様式2-2】 同種・類似業務の履行実績
- (8) 【様式2-3】 配置予定の管理責任者
- (9) 【様式3-1】 那智勝浦町立温泉病院 医事業務委託プロポーザル 提案書(表紙)
- (10) 【様式3-2】 見積書
- (11) 【様式4】 那智勝浦町立温泉病院 医事業務委託プロポーザル 辞退届

13. 担当部署・問い合わせ先

担当部署・問い合わせ先は、次のとおりとする。

担当部署 那智勝浦町立温泉病院 事務局 医事係
所在地 〒649-5331 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満 1185 番地 4
E-mail jim22@onsenhsp.jp
電話番号 0735-52-1055